

(参 考)

問 製造所固有記号の更新手続きについて教えてください。

答 製造所固有記号の有効期限は 5 年で満了するため、有効期間経過後も継続して同じ記号を使用する場合は、更新の届出が必要です。例えば、平成 28 年（2016 年）4 月 15 日に届出をされた方は、令和 3 年（2021 年）4 月 14 日までに更新の手続きが必要となります。

更新期限までに更新手続きを完了しないと記号は廃止となり、更新期限以降に製造した製品についてはその記号が使用できなくなります。更新の届出は、更新期限の 90 日前から行うことができますので、早めに行うようにしてください。更新の届出に係るデータベースの操作方法については、届出マニュアル P.74 をご覧ください。

【更新期限の例】

| | |
|-------------|---|
| 起算日（届出日） | 平成 28 年（2016 年）4 月 15 日 |
| 更新期限 | 令和 3 年（2021 年）4 月 14 日 |
| 更新手続きが可能な期間 | 令和 3 年（2021 年）1 月 15 日～同年 4 月 14 日 |
| 更新後起算日 | 令和 3 年（2021 年）4 月 15 日 （起算日から 5 年を経過した日） |
| 次回の更新期限 | 令和 8 年（2026 年）4 月 14 日 |

※更新の連絡は、更新期限の 90 日前と 30 日前に、基本情報に登録されている担当者のメールアドレス宛にデータベースから自動送信されます。担当者やメールアドレスを変更していた場合、更新連絡メールを受信できないため、登録されている基本情報を定期的に確認の上、変更が生じた際は変更の届出をしてください。
(基本情報の変更に係るデータベースの操作方法は届出マニュアル P.88 参照)

※データベースのログインに必要な ID と PW の紛失に関する問い合わせが非常に多くあります。セキュリティの観点からも、定期的にログインができるか確認をしていただくとともに、PW を定期的に変更することをお勧めします。また、1 社につき取得できる ID は 1 つですので、悪意ある第三者による不正アクセスの防止のためにも、届出担当者において ID、パスワードの管理を徹底してください。

【消費者庁ウェブサイト（製造所固有記号データベース）】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/
→「届出マニュアル」はこちらに掲載しています。消費者庁ウェブサイトのトップ画面から、注目情報・キーワードの「製造所固有記号」をクリックすると該当ページにつながります。

（「食品表示基準について」（平成 27 年消食表第 139 号）加工食品 1（6）⑤オ（工）、
「食品表示基準 Q&A」（平成 27 年消食表第 140 号）固有記号 - 23 から抜粋）